

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 48 ~ H 74 (最長 90 年間)
事業実施地区名	関東整備局 昭和 48 年度契約地	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター

事業の概要・目的	<p>福島県南会津郡南会津町外 32 市町村の、民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業である。</p> <p>・主な事業内容：契約件数 75 件、植栽面積 1,832ha ・総事業費：7,685 百万円（平成 15 年度の評価時点：7,978 百万円）</p>																
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	<p>広葉樹林化した一部の林分等については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業とし、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめている。</p> <p>なお、平成 20 年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>25,242 百万円</td> </tr> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 水源かん養便益</td> <td>27,831 百万円</td> </tr> <tr> <td> 山地保全便益</td> <td>14,268 百万円</td> </tr> <tr> <td> 環境保全便益</td> <td>5,560 百万円</td> </tr> <tr> <td> 木材生産等便益</td> <td>722 百万円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>48,382 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B / C)</td> <td>1.92</td> </tr> </table>	総費用 (C)	25,242 百万円	総便益 (B)		水源かん養便益	27,831 百万円	山地保全便益	14,268 百万円	環境保全便益	5,560 百万円	木材生産等便益	722 百万円	計	48,382 百万円	分析結果 (B / C)	1.92
総費用 (C)	25,242 百万円																
総便益 (B)																	
水源かん養便益	27,831 百万円																
山地保全便益	14,268 百万円																
環境保全便益	5,560 百万円																
木材生産等便益	722 百万円																
計	48,382 百万円																
分析結果 (B / C)	1.92																
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>関係都県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお 145,888ha (平成 14 年) 存在し、引き続き森林造成が必要である。</p> <p>また、関係都県における私有林の不在村者所有森林面積は、平成 12 年：535,963ha から平成 17 年：492,542ha と減少したものの、依然として私有林面積の約 2 割をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。</p>																
事業の進捗状況	<p>生育状況(注)は、スギで樹高 14.5 m、胸高直径 20.5 cm、1ha 当たり材積 297 m³となっている。</p> <p>広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、植栽面積の 22 % である。</p> <p>適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。</p> <p>(注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha 当たり材積がいずれも収穫予測表の 5 等地の数値を 10 % 以上下回る林分)を含む。</p>																
関連事業の整備状況	<p>当該事業実施地区のうち、55 %が大井川水系畑籾第 1 ダム、利根川水系下久保ダム等に係る流域(集水区域)内に位置しており、19 %が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。</p>																
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>植栽地は周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方は機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。</p>																
事業コスト縮減等の可能性	<p>間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。</p>																
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>																
第三者委員会の意見	<p>植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。</p> <p>ただし、継続に当たっては、雪害・寒害等によって、広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめるべきである。</p>																

<p>評価結果及び 事業の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：雪害・寒害等によって、広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 平成 15 年度の評価結果を踏まえた取扱いを前提として継続する。 平成 15 年度の期中の評価において、「一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続」とされている。</p>
---------------------------	--

総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。